

三朝町腎臓機能障がい者・精神障がい者通院費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、腎臓機能障がい者及び精神障がい者の負担の軽減を図るため、腎臓機能障がい及び精神障がいを治療するための通院に要する交通費の一部を助成するものとし、その交付については、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、三朝町内に住所を有する次の者とする。

- (1) 腎臓の機能障がいにより人工透析療法を受けている者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する施設に入所している者を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(助成の額)

第3条 助成の額は、腎臓機能障がい又は精神障がいの治療を受けるための通院に要する交通費の個人負担額の2分の1の額とする。

- 2 前項の交通費は、対象者の現住地の最寄りの停留所から医療機関の最寄りの停留所までの路線バス運賃の額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、三朝町腎臓機能障がい者・精神障がい者通院費助成申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 助成の申請は、会計年度の四半期毎にまとめて行うものとする。
- 3 規則第17条の実績報告及び規則第20条の請求は、第1項の規定による申請をもってこれに代える。

(助成金の返還)

第5条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(規則との調整)

第6条 規則第27条の規定により、助成金の交付申請、交付決定、実績報告及び請求に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

